

議案第197号 薩摩川内市上甕島葬斎場の指定管理者の指定について【環境課】

1 指定管理者に行わせる施設の概要

施設名 (薩摩川内市上甕島葬斎場)

(1) 設置条例	薩摩川内市葬斎場条例
(2) 設置目的	墓地、埋葬等に関する法律に基づく火葬業務等を行うこと
(3) 施設の業務内容	葬斎場の維持管理、火葬業務等
(4) 現在の管理形態	指定管理

2 指定管理者に行わせる業務

(1) 葬斎場の維持管理に関する業務

- ・施設維持管理業務 ・設備維持管理・保守業務 ・清掃業務 ・環境衛生管理業務
- ・消防設備保守点検業務 ・植栽管理業務 ・防火管理及び危険物管理業務
- ・警備業務 ・大規模災害対応

(2) 火葬業務に関する業務

- ・受付業務 ・炉前業務 ・火葬業務 ・収骨業務 ・待合室業務
- ・火葬済証明発行業務 ・残骨灰処理業務

(3) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める業務

3 指定管理候補者の概要

(1) 名称	里葬祭
(2) 所在地	薩摩川内市里町里1585番地
(3) 代表者	堀田 君枝
(4) 設立年月日	平成6年12月27日
(5) 社員数	2名
(6) 事業概要	・葬儀の請負及び葬儀の施行 ・貨物軽自動車(霊柩)運送事業 ・生花の販売

4 当概指定管理候補者が示した事業計画の概要

(1) 基本方針	葬斎場の管理運営を行うにあたり、地域住民や利用者の意見・要望等を考慮すると共に、きめ細かいサービスを提供する。 葬斎場に関する諸法律規程等も遵守しながら、支出面においても経費節減に努力することを心がける。 個人情報取り扱いについては、その重要性を理解し、正確かつ安全に取扱い、地域住民や使用者に信頼、安心ある個人情報の保護の管理を慎重に行う。
----------	---

(2) 管理計画	<p>(1)電気・機械等保全業務、清掃、警備等について 葬斎場の施設保守点検並びに管内の清掃、警備を日々行う。 火葬前には、前日・当日に、機械等がスムーズに運用するように試運転を行い、利用者が安心できる体制作りを実施する。</p> <p>(2)緊急時（防犯・防災）の対応について 日頃より慎重な運営管理、毎日の点検及び巡回等を実施する。</p>		
(3) 運営計画	<p>(1)利用者の平等かつ安全を図るための考え方 火葬場機能を維持し、利用者が安全かつ快適に利用できるように施設の維持管理を行う。 火葬業務が円滑に行えるように、日々の保守点検作業を徹底する。</p> <p>(2)個人情報の保護や公開についての考え方 個人情報の保護や取扱いに関しては、個人情報保護条例の規定を遵守し、火葬業務で知り得た情報は、他の業務に使用しない。</p> <p>(3)地域や関係団体との信頼関係作りを図るための取組 薩摩川内市との連携を密にし、地域住民や利用者からの意見、要望等を考慮し、きめ細かいサービスを行い、信頼関係作りを日々努める。</p> <p>(4)利用者に対するサービス向上の取組 トラブルや苦情等が生じないように、日頃より接客マナーには十分注意し、地域住民との信頼関係を常に心がける。</p>		
(4) 組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者 1名 ・責任者補佐 1名 ・火葬炉関係（富士建設工業株式会社） ・電気関係（八栄電設株式会社） ・浄化槽関係（石原衛生センター） 		
(5) 収支計画	金額（円）		
	令和3年度		
	支 出	人件費	2, 875, 000
		光熱水費	320, 000
		修繕料	51, 000
		管理費	593, 000
		委託料	570, 000
合 計		4, 409, 000	

5 非公募による選定理由

これまでの適正な管理と健全な運営状況から、現指定管理者である里葬祭を非公募による候補者とすることにしたい。

6 選定経過の概要

(1) 選定委員会開催日	令和2年9月4日（金）
(2) 選定委員	市民福祉部長、環境課長、財産活用推進課長、地元代表者（1名）、利用者代表（3名） 計7名
(3) 申請団体	ア①民間事業者 <u>1</u> ②NPO 法人 <u> </u> ③出資法人 <u> </u> ④その他 <u> </u> イ①市内事業者 <u>1</u> ②市外事業者 <u> </u> ③県外業者 <u> </u> 計 <u>1</u> 者
(4) 選定の理由	葬斎場の設置目的を踏まえた基本方針が適切であり、利用者の安全と平等が確保できることと、指定管理候補者選定委員会での審査結果を踏まえて、里葬祭を指定管理者の候補者として選定する。
(5) 採点結果表	別紙のとおり

【別紙】

採点結果（薩摩川内市上甌島葬斎場）

審査項目	配点	結果
1. 事業計画書による施設の管理運営により、利用者の平等かつ安全な利用の確保がされていること。		
利用者の安全対策及び緊急な事故等を想定したマニュアルを定めており、適切な対応がなされているか。	35	25
公平、公正性が確保され利用者、関係者等の意見により優遇する可能性はないか。	35	27
計	70	52
2. 事業計画書の内容により、施設の効用を最大限に発揮し、利用者のサービスの向上が図られているものであること。		
施設の効用が最大限発揮された計画となっているか。	70	48
利用等の関係する者のニーズの把握及び実現策は適切か。	70	50
計	140	98
3. 事業計画書に基づき、施設の適切な維持管理が図られ、また管理経費の縮減が図られるものであること。		
適切な維持管理計画となっているか。	70	48
適正な経費削減の措置はみられるか。	140	92
計	210	140
4. 事業計画書に沿った管理を安定して行う人的・物的能力を有していること。又は確保できる見込みがあること。		
管理運営にふさわしい団体の理念、運営方針を持っているか。また、施設の管理業務に対する基本方針は適切か。	70	48
安定した運営を行うため、社員の採用、確保、指導・研修体制（苦情対応を含む。）及び相談体制は十分確保されているか。	70	44
施設や備品の管理・修繕方針や方法は適正か。	35	26
団体の経営状況は良好であるか。	35	25
計	210	143
5. その他市長が定める必要な事項		
利用者に配慮した運営計画となっているか。	70	52
計	70	52
合 計	700	485